

## 西ノ島町要綱第8号

### 西ノ島町道路維持活動サポート事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、西ノ島町が管理する道路等の維持管理を効率的に行い、草刈り活動等により、住民グループ又は自治会等（以下「実施団体」という。）による協働活動を推進し、地域住民の道路への愛着と地域活性化に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 町道及び林道
- (2) 草刈り活動 道路の路肩から概ね1メートル以上の範囲の除草及び集積処分

#### (対象区域)

第3条 対象となる草刈り活動の区域は、西ノ島町が管理する道路等であつて、町長が指定した区域（以下「草刈り区域」という。）とする。

#### (報償金の額)

第4条 実施団体に交付する草刈りの報償金の額は、1メートル当たりの単価を65円とし、これに草刈り区域の延長を乗じて得た額とする。

#### (回数)

第5条 報償金の交付対象となる草刈りの回数は、同じ草刈り区域で同一年度につき2回までとし、その間隔は、おおむね2月以上とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (現場責任者)

第6条 作業を実施する実施団体は、作業の実施場所に常駐し、作業に従事する者の安全管理及び指導を行うものとして、現場管理者をおかななければならない。

#### (活動届出等)

第7条 活動を実施しようとする実施団体の代表者は、道路草刈り活動届出書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に届け出るものとする。

#### (活動への条件)

第8条 町長は、前条の届出書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

#### (活動報告)

第9条 実施団体の代表者は、活動が終了したときは、速やかに道路草刈り活動報告書(様式第2号)に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

#### (報償金の交付)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、現地確認等を行い、適当と認めるときに実施団体が指定する方法により報償金を交付するものとする。

(報償金の不交付等)

第 11 条 町長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を交付しない。また、既に交付した報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない事由によるものと町長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 実施団体が解散又は活動を休止したとき。
- (2) 当該活動に対して、国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体からの助成を受けたとき。
- (3) 第 8 条の条件に反すると認められるとき。
- (4) その他不正な手段により報償金の交付を受けたと認められたとき。

(その他の支援)

第 12 条 町長は、実施団体に対し必要に応じ、次に掲げる支援を行う。

- (1) 関係機関に提出する書類作成支援
- (2) 作業に必要な安全対策関係の資材の貸与

(事故報告)

第 13 条 実施団体は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに町に通報し、道路草刈り活動事故報告書(様式第 3 号)を町長に提出するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 実施団体は、その責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険等)

第 15 条 実施団体は、不慮の事故に対処するため、構成員を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。